

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

I 入院基本料について

- 一般病棟入院基本料（7 対 1）では、入院患者 7 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております
- 特定集中治療室管理料 2 では、入院患者 2 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております
- ハイケアユニット入院医療管理料 1 では、入院患者 4 人に対して、1 人以上の看護職員を配置しております

なお、病棟・時間帯・休日等で看護職員の配置が異なりますので、実際の 1 人あたりの受け持ち数につきましては各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください。

また、入院患者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制の基準を満たしております。意思決定支援及び身体的拘束最小化の体制に取り組んでおります。

III DPC 対象病院について

当院は、入院医療費算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせで計算する「DPC 対象病院」となっております。

■医療機関別係数：1.5854 （令和 7 年 6 月 1 日時点）

- ・基礎係数：1.0451
- ・機能評価係数 I：0.3871
- ・機能評価係数 II：0.1285
- ・救急補正係数：0.0247

IV 明細書の発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる“診療明細書”を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、“診療明細書”を無料で発行しております。

なお、“診療明細書”には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。その点をご理解いただいた上で、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も行っております。発行を希望されない方は、診療科受付または総合受付までお申し出ください。